

第2章 人権施策の基本理念及び方向性

1 基本理念

人権とは、全ての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない最低限の権利のことをいいます。この権利は、全ての人々に平等に、永久にあるべきものであり、日本国憲法において「基本的人権」として保障されています。また、人権は長い歴史の中で、自由と平等を求める多くの人々の不断の努力によって、獲得・確立されてきたものです。

市民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、全ての人々が、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づく、「共生社会と人権文化*の創造」をこの計画の取組を通してめざすことが必要です。そのため、市民や地域、学校、事業者、行政等関係者が共有し、計画推進に当たって根底に置くべき考え方である基本理念を次のとおり設定します。

【計画の基本理念】

**誰もが互いを認め合い みんなの笑顔あふれる
人権尊重のまち 加東市**

2 基本目標

基本理念のもと、人権に関わる各主体があらゆる機会に人権教育、啓発に参加・参画し、人権尊重という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を構築するため、次の3つの基本目標を掲げ、目標達成に向け各種施策を展開します。

〔1〕人権課題を自身のこととして捉える「ひとづくり」

全ての市民が、人権問題を「ひとごと」ではなく、自らに関係する「わがこと」として認識し、解決に向けて行動する社会をめざします。

〔2〕共生による人権文化の根づいた「くらしづくり」

暮らしの中で、全ての市民がお互いを尊重し、多様性を認め合い、差別に気づき、年齢、性別、出生地、国籍、障害などの有無にかかわらず、一人ひとりがもつ能力を発揮できる社会をめざします。

〔3〕協働による人権の「まちづくり」

市民や地域、学校、事業者などと行政がそれぞれの役割を担いながら、人権問題の解決に向けて、連携・協力できる社会をめざします。

3 人権施策の取組の方向性

目標達成に向けた施策展開の基本的な方向性は次の3つで、これらの方針のもと、人権に関する施策を推進します。

〔1〕人権教育、啓発の推進

人権尊重の理念に基づいて、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場において人権教育、啓発の推進に努め、市民の理解とともに人権文化の浸透を図ります。

〔2〕人権尊重の視点に立った行政の推進

市民の思いや市民が直面している人権課題を的確に捉えながら、その解決に向けた施策を主体的、積極的に展開し、市民一人ひとりが、自由で豊かに生きることができる、ひとづくり・まちづくりの実現をめざします。

〔3〕相談、支援体制の充実

誰もが、安心して気軽に相談でき、問題を解決することができるよう行政が中心となり、人権擁護委員及び既存の団体や事業者、NPO*などと連携することで相談体制を充実させ、的確な支援ができるよう努めます。人権課題を具体的かつ明確にして、全庁体制により問題解決に取り組みます。